

医政看発0316第2号
平成30年3月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（ 公 印 省 略 ）

気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入
について

標記について、平成30年2月28日付けで公益社団法人日本小児科学会会長、公益社団法人日本小児保健協会会長、公益社団法人日本小児科医会会長、一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会会長、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会理事長及び日本重症心身障害学会理事長から別添1をもってあった照会に対し、別添2のとおり回答したので、貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管内の保健所設置市（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に対し周知及び適切な指導をお願いいたします。

(別添1)

平成30年 2月28日

厚生労働省

医政局看護課長 島田 陽子 殿

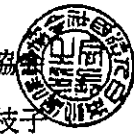
公益社団法人日本小児科学会

会長 高橋 孝雄



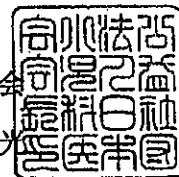
公益社団法人日本小児保健協会

会長 秋山千枝子



公益社団法人日本小児科医会

会長 松平 隆光



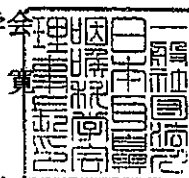
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会

会長 金子 道夫



一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会

理事長 森山 寛



日本重症心身障害学会

理事長 有馬 正南



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について

平成27年10月の「特定行為に係る看護師の研修制度」施行以降、看護師による診療の補助が制限され、重症心身障害児(者)の気管カニューレが事故抜去した際に、看護師が対応できず、児(者)が生命の危機に瀕する状態に発展する事例が散見されます。

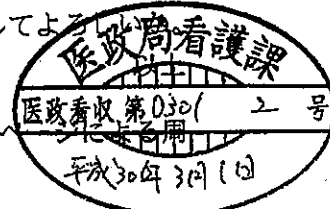
このような事態が起こる背景には、特定行為に係る看護師の研修制度に対する解釈の誤認があり、緊急時も医師の指示があった場合を除いて、看護師が診療の補助の行為を実施することはできないという誤解があるように思われます。

つきましては、下記の質問に対して、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

福祉、教育、保育等、あらゆる場において子どもの気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態等のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において、看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条ただし書の規定により、同法違反とはならないと解してよろしい。

貴局からのご回答を含め、当該認識について、当会並びに関連団体ホームページに掲載をさせていただく予定でございます。

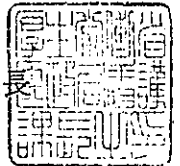


医政看発 0316 第1号

平成30年3月16日

公益社団法人日本小児科学会 会長
公益社団法人日本小児保健協会 会長
公益社団法人日本小児科医会 会長 殿
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会 会長
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 理事長
日本重症心身障害学会 理事長

厚生労働省医政局看護課長



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における
気管カニューレの再挿入について（回答）

平成30年2月28日付けで照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。また、気管カニューレの再挿入を実施した場合は、可及的速やかに医師に報告すること。

以上

(別記2 関係団体)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本看護協会

公益社団法人 日本助産師会

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本病院会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本精神科看護協会

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

文部科学省高等教育局医学教育課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課